

目次

- 1面 特定健診、国保税の減額、課税限度額変更
- 2面・3面 外来人間ドック・脳ドックの利用補助希望者募集、国保税の計算方法 など
- 4面 国保税の年金からのお支払いについて など

平成28年度の特定健診が始まりました！

本市国保加入者で、40歳～74歳の方は保険証があれば受診できます。

特定健診は、生活習慣病をより効果的に予防するための健診です。

40歳以上の方は、年に1回必ず受診して、ご自身の生活習慣を振り返るきっかけにしてください。

本市では、保険証に特定健診受診券を付加しています。

そのため、保険証だけで特定健診を受診することができます。

(ただし、本市が実施しているがん検診等の特定健診以外の検診は、いきいき受診券が必要です。)

健診料は無料です！



＜特定健診を受診する＞

- ① 集体会場か医療機関のどちらで受診するか選びます。
(集団健診日程表と実施医療機関名簿は「保険証」に同封。)
- ② 当日は、「保険証」をお持ちください。
- ③ 前年度の健診や人間ドックの結果がある人は、その結果もお持ちください。

＜結果通知＞

健診結果が健診実施機関から通知されます。ひとり一人にあった健康づくりに関する情報が提供されます。

必要な人は

＜保健指導＞

生活習慣病のリスクが高いと判定された人には、特定保健指導の案内をお送りします。

※切り離して使わないでください。



二つ折り

無料の特定健診でこんなことが分かります！

- ① 血糖、HbA1c、尿糖…糖の代謝異常(糖尿病等)
 - ② 血圧、中性脂肪、善玉(HDL)コレステロール、悪玉(LDL)コレステロール…動脈硬化
 - ③ AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)…肝臓の障害
 - ④ 尿たんぱく、eGFR、クレアチニン、尿酸、尿潜血(特別追加項目)…慢性腎臓病(CKD)に関わる項目
- ★病院に通院中の人も特定健診の対象者に含まれます。かかりつけの医療機関にご相談ください。

平成28年度 鹿児島市いきいき受診券

4ページの「各種検診料一覧」に表記誤りがありました。大腸がん検診の医療機関分の検診料「1,000円」は、正しくは「1,100円」です。訂正してお詫び申し上げます。
 【問い合わせ】保健予防課 ☎258-2341

国保税の軽減判定所得、課税限度額が変わります

法定軽減措置(申請不要)

前年中の世帯の合計総所得金額(軽減判定所得)が次の表に掲げる金額以下の場合には、均等割額と平等割額が2割・5割・7割減額されます。

均等割額、平等割額については、3面の「国保税の計算方法」をご覧ください。表中()書きは前年度軽減判定所得

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	軽減判定所得の算定式
2割軽減	81万円 (80万円)	129万円 (127万円)	177万円 (174万円)	225万円 (221万円)	273万円 (268万円)	321万円 (315万円)	33万円+[48万円×被保険者数]
5割軽減	59万5千円 (59万円)	86万円 (85万円)	112万5千円 (111万円)	139万円 (137万円)	165万5千円 (163万円)	192万円 (189万円)	33万円+[26万5千円×被保険者数]
7割軽減	33万円						33万円

◎ 軽減判定の際には…

- * 擬制世帯主(国保加入者でない世帯主)の所得も含めます。
- * 国保から後期高齢者医療制度に移行した人(特定同一世帯所属者)の所得及び人数も含めます。
- * 事業専従者給与(控除)は事業主の所得に繰り戻します。
- * 譲渡所得の特別控除がある場合は、特別控除前の額で判定します。(所得割額の計算の際に用いる所得額は、特別控除後の額を適用)
- * 軽減措置は、世帯の国保加入者全員及び擬制世帯主が前年中の所得申告をした場合に自動的に適用されます。

平成28年度 課税限度額

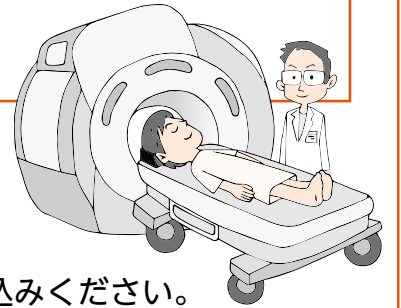
地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税条例を改正し課税限度額を引き上げました。

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
課税限度額	52万円⇒54万円	17万円⇒19万円	16万円(変更なし)

国保税の計算方法については、3面をご覧ください。

外来人間ドック・脳ドックの利用補助希望者を募集します

外来人間ドック	<p>(対象者) 4月1日現在35歳以上の本市国保加入者で、平成27年度国保税完納世帯の人 (昨年度の外来人間ドック補助利用者、※昭和16年6月30日以前に生まれた人は除く)</p> <p>(募集定員) 500人 (定員を超えた場合は抽選)</p> <p>(申込期間) 4月14日(木)～5月13日(金)</p> <p>(申込時に必要なもの) 利用補助希望者の保険証と印鑑をご持参ください。</p>
脳ドック	<p>(対象者) 4月1日現在35歳以上の本市国保加入者で、平成27年度国保税完納世帯の人 (昨年度の脳ドック補助利用者、※昭和16年6月30日以前に生まれた人は除く)</p> <p>(募集定員) 350人 (定員を超えた場合は抽選)</p> <p>(申込期間) 4月21日(木)～5月13日(金)</p> <p>(申込時に必要なもの) 利用補助希望者の保険証と印鑑をご持参ください。</p>



(補助額) 外来人間ドック・脳ドックとも検査費用の半額 (消費税やオプション検査料は本人負担、上限2万円) なお、同一年度内に、両方の補助は受けられません。

(申込み) 国民健康保険課又は各支所の国保担当窓口へ

※昭和16年6月30日以前に生まれた人は、長寿支援課又は各支所の福祉担当窓口へお申込みください。

第三者行為による傷病届について

交通事故や傷害、犬咬みなど第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担することになりますが、業務上や通勤災害によるものでなければ、国民健康保険証を使って診療を受けることができます。

ただし、その場合には、必ず、「第三者行為による傷病届」を国民健康保険課に提出してください。(届出により、加害者に代わり市が保険給付割合分の治療費を立て替えて支払い、後日、市が立て替えた分を加害者へ請求します。)

限度額適用認定証について

入院や外来診療を受ける際、医療機関などの窓口で限度額適用認定証(市民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を提示することで、保険内診療分につき同一医療機関(入院・外来別、医科・歯科別)での同一月の支払いが自己負担限度額までとなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取扱いを受けることができます。入院や高額な外来診療の予定がある人で認定証を希望する人は、「診療を受ける人の保険証(原本)」、「診療を受ける人及びその世帯主のマイナンバーの確認できる書類」並びに「窓口に来る人の印鑑(認め可)及び公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書(運転免許証など)」をご持参のうえ、国保窓口で認定証の交付申請手続きをしてください。

※70歳以上75歳未満の市民税課税世帯の人は、保険証が認定証を兼ねるため、申請は不要です。

※保険税を滞納しているときは、特別な事情がある場合を除き、原則として認定証の交付は受けられません。

※平成28年8月からの認定証は、平成28年7月より申請を受け付ける予定です。

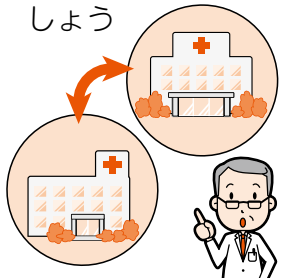
医療費(病院代)節約のポイント

普段、何気なく支払っている医療費ですが、受診のしかたによっては、無駄を省き、節約することができます。家計の節約と同じように、医療費も節約していきましょう!

①定期的に健康診断を受け、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう



②「はしご受診」はしないようにしましょう



③時間外、休日受診はなるべく避けましょう



④ジェネリック医薬品を活用しましょう



⑤かかりつけ医を持ちましょう



⑥お医者さんを信頼し、指示を守りましょう



平成28年度 国保税納税通知書の送付

平成28年度の納税通知書を6月中旬頃、納税義務者である世帯主(※)あてに送付します。納税通知書には、年間国保税額・被保険者氏名・加入期間などが記載されています。受け取られましたら、すぐに内容を確認してください。

※世帯主が国保加入者でない場合でも、納税義務者となります。

平成28年度 国保税の計算方法

国民健康保険税は、前年(平成27年)中の所得に基づいて計算され、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額(40歳以上65歳未満の人)の合計額です。

●基礎課税額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{国保加入者の} \\ \text{平成27年中の} \\ \text{合計総所得金額} \end{array} \right. - \begin{array}{l} \text{(基礎控除)} \\ \text{33万円} \\ \text{(有所得者毎)} \end{array} \times 8.0\% = \text{所得割額} \text{①}$$

$$\text{国保加入者数} \times 21,000\text{円} = \text{均等割額} \text{②}$$

$$\text{1世帯につき} \quad 23,300\text{円} = \text{平等割額} \text{③}$$

A(①+②+③)
年間基礎課税額
(100円未満切捨て)
※課税限度額54万円

●後期高齢者支援金等課税額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{国保加入者の} \\ \text{平成27年中の} \\ \text{合計総所得金額} \end{array} \right. - \begin{array}{l} \text{(基礎控除)} \\ \text{33万円} \\ \text{(有所得者毎)} \end{array} \times 2.6\% = \text{所得割額} \text{④}$$

$$\text{国保加入者数} \times 6,200\text{円} = \text{均等割額} \text{⑤}$$

$$\text{1世帯につき} \quad 7,100\text{円} = \text{平等割額} \text{⑥}$$

B(④+⑤+⑥)
年間後期高齢者支援金等課税額
(100円未満切捨て)
※課税限度額19万円

●介護納付金課税額(40歳以上65歳未満の人)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{国保加入者の} \\ \text{平成27年中の} \\ \text{合計総所得金額} \end{array} \right. - \begin{array}{l} \text{(基礎控除)} \\ \text{33万円} \\ \text{(有所得者毎)} \end{array} \times 2.4\% = \text{所得割額} \text{⑦}$$

$$\text{国保加入者数} \times 7,400\text{円} = \text{均等割額} \text{⑧}$$

$$\text{1世帯につき} \quad 6,400\text{円} = \text{平等割額} \text{⑨}$$

C(⑦+⑧+⑨)
年間介護納付金課税額
(40歳以上65歳未満の人)
(100円未満切捨て)
※課税限度額16万円

$$\text{A+B+C} = \text{平成28年度の年間国保税額}$$

国保税の計算例 (平成28年度)

夫45歳(所得200万円)・妻42歳(所得なし)・子供2人の4人世帯の場合世帯の合計総所得金額(200万円)が、※軽減判定所得(225万円)以下となるため2割軽減に該当

※軽減判定所得については1面「法定軽減措置」をご覧ください。

基礎課税額 A

$$\begin{aligned} (200\text{万円}-33\text{万円}) \times 8.0\% &= 133,600\text{円} \cdots \cdots \text{(所得割額) ①} \\ 21,000\text{円} \times 0.8 \times 4\text{人} &= 67,200\text{円} \cdots \cdots \text{(均等割額) ②} \\ 23,300\text{円} \times 0.8 &= 18,640\text{円} \cdots \cdots \text{(平等割額) ③} \\ \text{①+②+③} &= 219,400\text{円} \quad \text{(100円未満切捨て)} \end{aligned}$$

後期高齢者支援金等課税額 B

$$\begin{aligned} (200\text{万円}-33\text{万円}) \times 2.6\% &= 43,420\text{円} \cdots \cdots \text{(所得割額) ④} \\ 6,200\text{円} \times 0.8 \times 4\text{人} &= 19,840\text{円} \cdots \cdots \text{(均等割額) ⑤} \\ 7,100\text{円} \times 0.8 &= 5,680\text{円} \cdots \cdots \text{(平等割額) ⑥} \\ \text{④+⑤+⑥} &= 68,900\text{円} \quad \text{(100円未満切捨て)} \end{aligned}$$

介護納付金課税額 C

$$\begin{aligned} (200\text{万円}-33\text{万円}) \times 2.4\% &= 40,080\text{円} \cdots \cdots \text{(所得割額) ⑦} \\ 7,400\text{円} \times 0.8 \times 2\text{人} &= 11,840\text{円} \cdots \cdots \text{(均等割額) ⑧} \\ 6,400\text{円} \times 0.8 &= 5,120\text{円} \cdots \cdots \text{(平等割額) ⑨} \\ \text{⑦+⑧+⑨} &= 57,000\text{円} \quad \text{(100円未満切捨て)} \end{aligned}$$

$$\text{A+B+C} = 345,300\text{円(年間国保税)}$$

※計算方法については、気軽にお問い合わせください。

国保税の減免制度

次のいずれかに該当し、納付が困難と認められる場合には、納期限までに申請することにより国保税が減免される場合があります。お早目にご相談ください。

- ①前年の世帯の合計総所得金額が600万円以下で、倒産・解雇等による失業(定年退職・自己都合退職は除く)、休・廃業や疾病・負傷等により、前年に対し本年の世帯の合計総所得金額の見積額が10分の7以下となる場合
- ②前年の世帯の合計総所得金額が1,000万円以下で、住宅等が災害により損害を受け、その損害額(保険金等で補てんされるべき金額を除く)が住宅等の価格の10分の3以上の場合
- ③東日本大震災による原発事故に伴い、国による避難指示等の対象区域の人が本市の国保の納税義務者となった場合など

国民健康保険の一部負担金の減免

災害を受けた場合、事業又は業務の休廃止、倒産・解雇等による失業(定年退職、自己都合などによる退職は除く)、疾病、負傷などによる場合で、申請月の世帯収入が前年同月に比べ7割以下に激減した場合、申請月から3ヵ月間、医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担額(医療費の1割～3割)が減免される場合があります。

所得申告と国保税

国保税は、加入者の前年中(1月～12月)の所得に基づいて計算されます。

収入がなかった人や少なかった人、平成27年中に障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族等になっていない人も必ず申告してください。(申告することで国保税が減額となる場合があるほか、高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額等が減額されます)

ただし、次に該当する人は申告不要です。

- ①公的年金のみを受給している65歳以上(昭和26年1月1日以前生まれ)の人で、平成27年中の支給合計額が151万5千円以下の人
- ②年末調整や所得申告などで控除対象配偶者や扶養親族になっている人

倒産・解雇等による離職者の課税の特例措置

次のすべての要件に該当する人は、申告により総所得金額のうち給与所得を100分の30にして国保税を課税する特例措置(最長2年間)が受けられます。また、この申告により高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額等が変更になる場合があります。

- ①離職日時点において65歳未満の人
 - ②雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が、11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する人
- 【申告に必要なもの】雇用保険受給資格者証(原本)、認印、申請に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)、特例対象被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカードまたは通知カードなど)

国保税の年金からのお支払い（特別徴収）について

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が、年額18万円以上の年金を受給している場合、世帯主の年金から、その世帯の国保税を特別徴収することになります。

*ただし、次のような場合は特別徴収の対象となりません。

- ・年度途中に世帯主が75歳に到達する場合
- ・擬制世帯主（国保加入者でない世帯主）の世帯
- ・支払回数割（6回）の介護保険料（世帯主分）と国保税（世帯分）の合算額が、1回の年金受給額の2分の1を超える場合

*複数の年金を受給されている場合は、受給額の多い年金から特別徴収するのではなく、あらかじめ定められた優先順位に基づき特別徴収する年金が決められます。

特別徴収（年金からのお支払い）から口座振替へ納付方法を変更できます

現在、国保税が特別徴収（年金からのお支払い）となっている人、または、これから特別徴収される可能性のある人のうち、特別徴収を希望されない人については、申し出により納付方法を口座振替に変更できます。

【留意事項】

- ①特別徴収での納付をご希望される場合は、手続きの必要はありません。
 - ②これから特別徴収される可能性のある人には事前に案内文書をお送りします。
(案内文書到着前の申し出は受け付けておりません。)
 - ③年金特徴から口座振替へ納付方法の変更申し出は、電話でも受け付けています。
 - ④金融機関等で口座振替の申し込みをされただけでは特別徴収は停止されません。必ず市役所本庁国民健康保険課または各支所国保担当へ申し出てください。
 - ⑤口座振替の申し込みをいただいたのち、金融機関に通帳届出印等の照会を行います。通帳届出印と申請書に押印された印が異なる場合や、その他書類に不備があった場合は口座振替への変更が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ※特別徴収停止月及び口座振替開始月は、口座振替申込書が右記の申出日までに市役所へ到着し、当該申込書に不備がなかった場合のみ適用されますのでご注意ください。

【特別徴収停止月・口座振替開始月一覧表】

申し出日	特別徴収停止月	口座振替開始月
平成28年 5月 2日(月)～ 平成28年 7月29日(金)	平成28年 10月分	平成28年 10月
平成28年 8月 1日(月)～ 平成28年 9月30日(金)	平成28年 12月分	平成28年 12月
平成28年10月 3日(月)～ 平成28年11月30日(水)	平成29年 2月分	平成29年 2月
平成28年12月 1日(木)～ 平成29年 1月31日(火)	平成29年 4月分	平成29年 6月
平成29年 2月 1日(水)～ 平成29年 3月31日(金)	平成29年 6月分	平成29年 6月
平成29年 4月 3日(月)～ 平成29年 4月28日(金)	平成29年 8月分	平成29年 8月

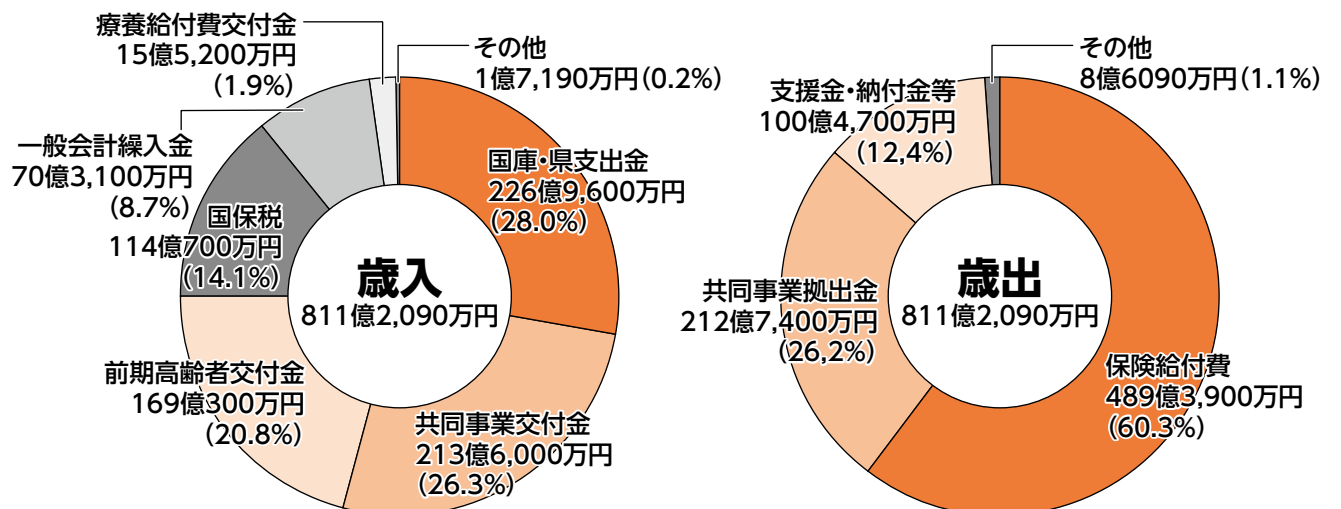
納期内に国保税の納付が無ければ、督促手数料や延滞金が加算されます

納期限を過ぎると督促手数料や延滞金が加算され、特別な事情もなく国保税を滞納していると判断された人については、差押等の滞納処分を行います。

平成28年度国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度国保事業特別会計予算は、811億2,090万円となり、前年度当初予算に比べ32億4,060万円（約4.2%）の増となっています。

国保税は、本市の国保加入者にかかる医療費の総額を見込み、この医療費総額から国の支出金などを差し引いて算出しています。



国保についてのお問い合わせは

本 庁	国民健康保険課 西別館1階3番窓口	給付係 ☎(直通)216-1228
	国保の加入・脱退、給付については	賦課係 ☎(直通)216-1229
	国保税の計算・内容については	納税係 ☎(直通)216-1230
	国保税の納付・納税相談については	庶務係 ☎(直通)216-1227
	国保の財政については	
谷 山 支 所	市民課国民健康保険係	☎(直通)269-8414
伊 敷 支 所	総務市民課市民係	☎(直通)229-2115
東桜島支所	総務市民係	☎(代表)221-2111

吉 野 支 所	総務市民課市民係	☎(代表)244-7111
吉 田 支 所	総務市民課市民係	☎(直通)294-1212
桜 島 支 所	総務市民課市民係	☎(直通)293-2347
喜 入 支 所	総務市民課市民係	☎(直通)345-3754
松 元 支 所	総務市民課市民係	☎(直通)278-2114
郡 山 支 所	総務市民課市民係	☎(直通)298-2113
サンサンコールかごしま		☎(直通)808-3333
市ホームページアドレス	http://www.city.kagoshima.lg.jp/	

国保のすがた

世 帯 数	84,415世帯
被保険者数	134,310人 (平成28年3月末現在)
一人当たり医療費	約397,000円
一人当たり国保税額	約80,000円 (平成26年度決算)